

強度行動障害医療研究会 会則

第1条 名称および所在

1. 本会を強度行動障害医療研究会と称する
2. 本会の事務局は独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター内に置くこととする。

第2条 目的

本会は、全国の強度行動障害を伴う知的・発達障害児（者）の医療・支援に従事する関係者の相互研鑽の場となることを目的とする。

第3条 会員

本会の会員は、次の者によって構成される。

全国の医療関係者、福祉・心理関係者、教育関係者、その他の強度行動障害医療の発展に寄与する専門機関・団体の職員および関係者で、世話人1名以上が推薦するもの。

第4条 事業

本研究会は、年1回の総会開催を行う。その際の開催方法は、事務局である独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センターに任せられる。

第5条 役員

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 世話人代表、世話人副代表、事務局長 各1名
 - (2) 世話人 特に人数を定めない
2. 世話人代表、副代表、事務局長は世話人より互選とする。
3. 世話人及び、世話人代表、世話人副代表、事務局長、の任期は規定しない。
4. 世話人選出は自薦・他薦により行い、研究会で承認されたものとする。

第6条 世話人会

世話人会の開催は年1回とする。開催方法は世話人の意向を受けて、代表世話人が決定する。世話人会の議決は（委任状も含め）1/2以上の出席で成立し、1/2以上の賛同で決定する。世話人の指名した代理人の出席ならびに議決権は認めるものとする。

第7条 研究会総会

総会の議決は（委任状も含め）1/2以上の出席で成立し、1/2以上の賛成で成立する。

第8条 会費

事務局は会員の研究会費を徴収し運営費に充てる。研究会費の額は当分の間、世話人 3000 円/年、会員 2000 円/年とする。会費徴収は2021年度（2021年4月）開始とする。

第9条 議決及び改正

本研究会の議決および会則は世話人会で議決し、研究会総会で報告する。

第 10 条

会則の変更は世話人会で発議し、研究会総会で承認する。

附則

(1) この会則は 2020 年 10 月 8 日から施行する